

第137回佐世保市都市計画審議会開催結果について

1. 議決事項

- 第1号議案 佐世保都市計画下水道の変更について【佐世保市決定】
- 第2号議案 佐世保市立地適正化計画の作成について【付議案件】

令和5年3月23日（木）に開催した第137回佐世保市都市計画審議会において、上記議案が**原案の通り議決**されました。 ※なお、第1号議案については、IR区域認定が都市計画決定の条件とされております。

2. 議案内容

●第1号議案 佐世保都市計画下水道の変更について

令和4年4月、長崎県とIR事業者が、針尾処理区内に位置するハウステンボス用地を対象として、『九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画』を国へ提出された。

今後区域認定を受けた場合、IR施設の整備が行われることとなり、IR開業後はこれまでよりも多くの来訪客とこれに伴う汚水量増加が想定されるが、現在の針尾下水処理場の処理能力ではこれに対応することができないため、処理方法を変更し、処理能力を向上させる施設増強を計画されている。

これにより処理水の水質も改善され、ハウステンボス内の運河へ直接放流することが可能となることから、処理場から運河の間に管渠（放流渠）を敷設する必要が生じたもの。

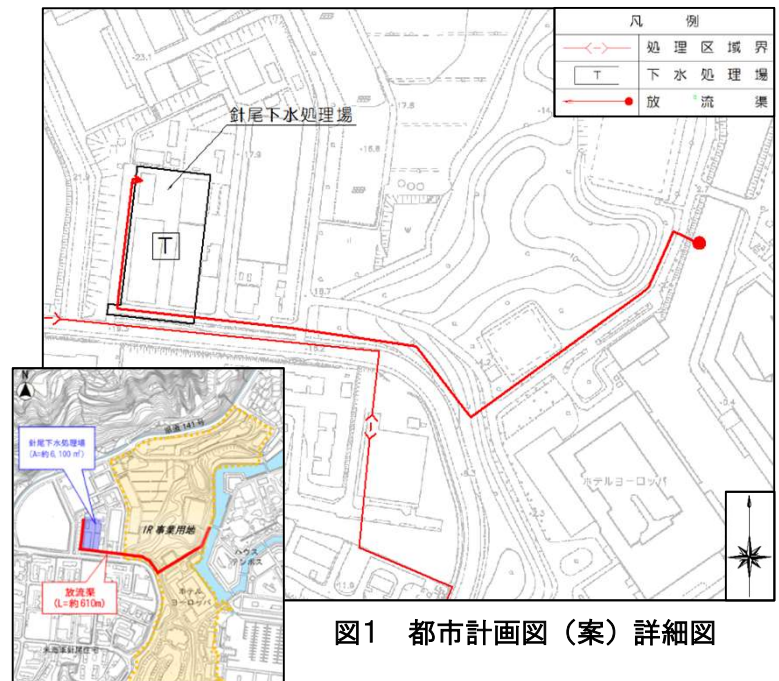


図1 都市計画図(案)詳細図

●第2号議案 佐世保市立地適正化計画の作成について

将来にわたって良好な都市を維持していくために、佐世保市ではコンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の実現を目指している。

佐世保市全域においては、令和3年3月に策定した「都市計画マスタープラン」に即した取組により市街地の拡大を抑制しながら今ある拠点を再生していくとともに、佐世保都市計画区域における都市の再生を効果的に行っていくため、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」の作成を進めてきた。

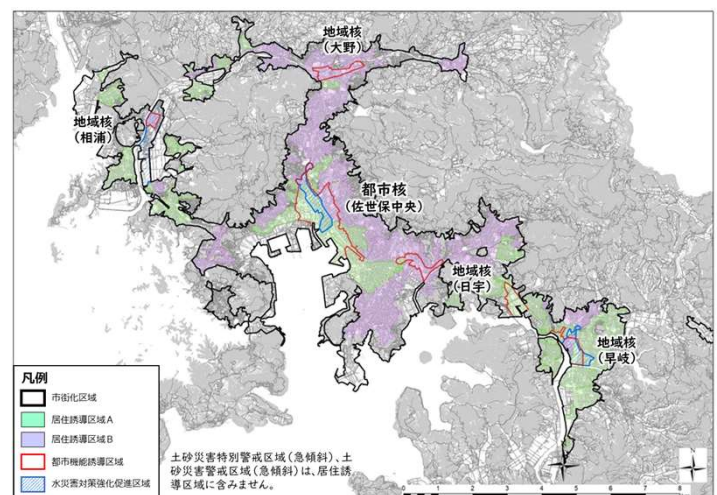


図2 設定区域案

3. その他報告案件について

●市街化調整区域における地区計画制度の運用基準について

現時点案についての報告を行いました。